

建第1127号
令和元年（2019年）12月9日

公益社団法人全日本不動産協会
熊本県本部長 松永 幸久 様

熊本県土木部建築住宅局建築課長

宅地建物取引業者への注意喚起について（依頼）

貴協会におかれましては、日頃より安心安全な宅地建物取引の推進と宅地建物取引業の適正な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年（2019年）6月4日付け及び同年10月30日付で宅地建物取引業者への注意喚起を依頼していたところですが、菊陽町に事務所を設置していた熊本県知事免許の宅地建物取引業者が、下記の内容で宅地建物取引業免許更新の虚偽申請を行い、不正の手段で宅地建物取引業法第3条第1項の免許を取得した事案が再度発生しました。同様の内容による虚偽申請での宅地建物取引業免許の不正取得は、今年度だけで3件目になります。

当該業者については、免許の取消処分 of 聴聞の期日及び場所を公示していたところ、聴聞の期日前に「廃業等届出書」の提出がありました。この行為は、監督処分逃れと考えられ、宅地建物取引業法第5条第1項第3号の規定により、当該事業者及びその取締役等は廃業等届出書を提出した日から今後5年間は免許を受けることができない免許の欠格事由にあたります。

つきましては、適正な宅地建物取引業の運営の為、貴協会会員へ法令遵守の周知徹底をいただきますようお願いいたします。

なお、宅地建物取引業者が法令を遵守するための注意事項として、当県のホームページに「専任の宅地建物取引士及び宅地建物取引業の事務所について」及び「複数の宅地建物取引業者が取引に関与する場合について」を掲載していますので参考としてください。

記

虚偽申請の内容 免許申請書及びその添付書類において、虚偽の内容（専任の宅地建物取引士が実際には勤務していないにもかかわらず、勤務している旨）を記載し不正の手段により宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けた。

熊本県土木部建築住宅局
建築課
宅地耐震化・指導班
担当 兼松、藤田
TEL：096-333-2536